

大和町総合体育館ネーミングライツパートナー募集要項

1 趣旨

町有施設の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の活用により、愛称による施設への親しみや施設の知名度向上を図るとともに、民間事業者等の支援のもと、施設の持続的な運営と維持管理を行うことを目的とします。

2 対象施設及び募集金額

番号	施設名	所 在 地	最低募集金額 (税込)
1	大和町総合体育館	宮城県黒川郡大和町宮床字松倉92	年間 110万円

3 施設概要

施設名称	大和町総合体育館
所 在 地	宮城県黒川郡大和町宮床字松倉92
施設概要	【第1競技場（メインアリーナ）】35m×50m バスケットボール 2面 バレーボール 3面 バドミントン 10面 テニス 3面 卓球 1面 ハンドボール 1面 観客席 600席 【第2競技場（サブアリーナ）】20m×30m バレーボール 1面 バドミントン 3面 剣道 2面 【柔道場】 常設公式競技場 1面 98畳 【トレーニング室】 【第1～3研修室】 【更衣室（シャワー完備）】
開館時間	9：00～21：30
休 業 日	毎週火曜日（火曜日が祝祭日の場合はその翌日） 年末年始（12/28～1/4）※その他臨時休館あり
特 徴	大和町総合体育館は、町民の健康づくりやスポーツ振興、地域交流の拠点として広く利用されている多目的施設です。バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、ハンドボールなどに対応可能なアリーナを備え、地域クラブ、健康教室、レクリエーションなど、子どもから高齢者まで幅広い世代に親しまれています。地域イベントや大会の会場としても活用され、町内外から多くの来場者が訪れる認知度の高い施設であります。町の中心部に位置し、主要道路からのアクセスも良好で、敷地内には駐車場も整備されており、利便性にも優れています。

施設写真	   
利用人数	令和6年度実績 52,937人

4 応募資格

ネーミングライツのパートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、以下に掲げる条件に該当しない民間事業者等が応募できるものとします。なお、今回の募集に際して、個人からの応募は受付しません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類似する業種
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団が営業する事業者及び第6号に規定する暴力団員が営業する事業者
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む事業者
- (4) 政治性又は宗教性のある事業を行う事業者
- (5) 国税及び地方税を滞納している事業者
- (6) 町から指名停止を受けている事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
- (8) 各種法令に違反している業種又は事業者
- (9) 当該施設は指定管理者制度導入施設であるため、指定管理者の事業目的と競合する民間事業者等（指定管理者及びその関連企業は除く。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長がパートナーとして適当でないと判断した業種又は事業者

5 ネーミングライツの付与期間（契約期間）

3年以上5年以下の期間で応募してください。（年単位）

※契約更新時に優先交渉権を付与する。

6 ネーミングライツ料

年単位での設定とします。金額には、消費税及び地方消費税を含めます。

7 ネーミングライツ料の使途

当該対象施設等のサービス向上のために必要な事業の財源（維持管理費等）とします。

8 ネーミングライツ事業導入に伴う費用負担

費用負担については、以下のとおりです。

費用負担の区分	町（指定管理者）	パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示変更（施設看板、道路標識等） ※注1		○
契約期間満了後(契約解除を含む)の原状回復費用		○
ネーミングライツ事業により設置した看板の修繕等の維持管理		○
応募及び契約締結に係る費用		○
パンフレット、封筒等の町の印刷物や町の公式ウェブサイトの表示変更※注2	○	

※注1 敷地内外の表示の変更は、町や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め町や関係機関と協議のうえ決定します。

※注2 残部数や切り替え時期等を考慮し、町（指定管理者）とパートナーが協議し決定します。

9 愛称の条件

（1）愛称は、町有施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から町民の理解が得られるものとし、次の要件を満たすこと。

なお、これらの要件を満たさない場合は、選定審査において減点の対象とする。

① 名称の中に「大和」「Taiwa」または「大和町」という文字が含まれていること。

② 名称（略称がある場合は略称）が全角15文字以内であること。

（2）次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。

① 大和町ネーミングライツ事業実施要綱第5条に反するもの

② 大和町広告事業実施要綱第3条に該当するもの

- ③ その他、愛称として使用することが不適切であると町長が認めるもの
- (3) 施設等の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。また、法人やブランドのロゴマーク等も使用できます。ただし、一般に理解しやすいもので、必要に応じて振り仮名を使用する等の配慮をお願いいたします。
- (4) 正式名称は変更せず愛称とし、契約期間中は、原則、愛称の変更をすることができません。ただし、社名変更等、特段の事情がある場合は協議に応じます。また、愛称が定着するまでの間、正式名称を併記させていただくことがあります。
- (5) 施設によっては、愛称に含めてほしい文字を示す場合があります。
- (6) 日本語又は英語アルファベット（若しくはその両方）を使用すること。

10 パートナーのメリット

- (1) 愛称による施設名称看板等を設置できます。愛称看板等の意匠・構造・設置方法等については、町と協議の上、パートナーにおいてご検討いただきご提示願います。
- (2) パートナーによる広報活動又は広告・販売活動において施設名称を使用することができます。その際、あらかじめ町にその内容を書面にて報告していただきます。
- (3) 町の公式ウェブサイト等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設等の愛称を表示します。また、愛称の普及のため、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけます。ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。
- (4) 愛称使用期間（契約期間）満了の6か月前までに、当該施設等の契約更新に際して協議を行います。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求められます。

11 応募について

- (1) 応募の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求められます。
- (2) 軽微な変更を除き、提出された書類の内容は変更できません。（ただし、審査の結果等に基づく、協議による変更を妨げるものではありません。）また、提出された書類等は返却いたしません。
- (3) 応募を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

12 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① ネーミングライツ申込書（様式第1号）
 - ② 会社概要及び直近3期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
 - ③ 法人の登記事項証明書

- ④ 印鑑証明書（原本）
- ⑤ 国税及び地方税に滞納のないことが分かる証明書（直近1年分。発行日から3か月以内のものに限る。）・町税、所得税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑥ 誓約書（別紙1）
- ⑦ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要が分かるもの

（2）提出部数1部

（3）提出方法持参、郵送

（4）提出期間及び提出先

① 提出期間

① 提出期間

令和8年4月1日（水）から契約締結まで（期限を定めずに募集を継続）

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

② 提出先

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

大和町教育委員会生涯学習課

E-mail : syakyo@town.taiwa.miyagi.jp

（5）質問事項

質問がある場合は、令和8年4月1日（水）の午前9時から令和8年5月1日（金）の午後5時までに質疑応答書（別紙2）を上記（4）②の提出先へ持参、郵送又はEメールで提出してください。

質問に対する回答は、令和8年5月11日（月）までに町の公式ウェブサイトに掲載します。

（6）留意事項

① 応募に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、応募者にご負担いただきます。

② 提出書類等は、関係機関に意見を聴く目的でも使用することがあります。また、大和町情報公開条例（平成10年12月28日大和町条例第26号）に基づき開示することがあります。

1.3 選定方法・選定の基準

選定に当たっては、審査委員会において、応募資格、審査項目等を総合的に審査し、その結果をもとに町長が優先交渉者及びその順位を決定します。

また、応募者が1者のみの場合も、委員会においてネーミングライツのパートナーとしてふさわしいかどうかを審査します。

《審査項目等》

NO.	審査項目	審査内容	配点
1	応募金額	配点 60 点× 当該応募金額／ 最高応募金額 ※小数点第 1 位を切り捨て	60 点
2	地域貢献	町の関係団体が主催するイベントへの参加・協力（協賛やボランティア）、広報活動、環境美化など、地域への具体的な貢献を評価する。	15 点
3	経営状況	命名権料を継続して支払う能力があるか、財務諸表等に基づき審査する。 【特例】 設立 3 年未満の場合	15 点
4	愛称案	親しみやすく、覚えやすい名称であるか。施設のイメージや用途と整合しているか。	10 点

- (1) 各審査項目の得点を合計し、合計得点が最も高い応募者（以下「最高得点者」という。）を優先交渉権者として選定する。
- (2) 最高得点者に次ぐ得点者を次点交渉権者とする。ただし、次点交渉権者として適切な者がいない場合は、次点交渉権者を選定しないものとする。
- (3) 最高得点者等が複数いる場合は、応募金額の得点が高い者を優先する。なお、応募金額も同額の場合は、くじ引き等により決定する。

1.4 審査結果の通知、公表

審査の結果は、応募者に文書で通知します。審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、パートナーを選定しないこととします。

町は優先交渉者と契約期間、ネーミングライツ料等、締結に向けた協議を行い、合意が成立し正式に契約を締結した後、その法人名、施設等の愛称、ネーミングライツ料等について町の公式ウェブサイト等で公表します。なお、選定されなかった応募については、公表しません。

1.5 契約の解除

パートナーの候補者資格を得た後、若しくは契約締結後において、パートナーが応募資格要件を欠くこととなったとき又は社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合等、パートナーとして適当でないと認められるときは、町は速やかに決定の取消し及び当該契約の解除をするものとします。その場合、原状回復に必要な費用は、応募者又は現行パートナーの負担とします。

1.6 問合せ先

大和町教育委員会生涯学習課

電話：022-345-7508（直通）

E-mail：syakyo@town.taiwa.miyagi.jp